



厚生労働省 東京労働局発表
平成24年1月19日

担 当	東京労働局 労働基準部 賃金課
	課長 滝澤 成
	主任賃金指導官 工藤 優
	賃金指導官 高橋 幸樹
Tel 3512-1614 (直通)	

東京都の特定（産業別）最低賃金の引上げを決定

- 1 本日、東京労働局長（山田 亮）は、東京都鉄鋼業最低賃金など東京都において定められている6業種の特定（産業別）最低賃金のうち3業種の金額を6円～11円引き上げることと決定し、本日この改正について官報公示を行いました。これにより、同最低賃金は次表のとおり、本年2月18日から改正発効することとなります。

平成23年度 東京都の特定（産業別）最低賃金の改正内容

最低賃金の名称	時間額（引上額・引上率）	発効日
鉄鋼業	852円（6円・0.71%）	24.2.18
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、 船用機関製造業、航空機・同附属品製造業	838円（6円・0.72%）	24.2.18
出版業	838円（11円・1.33%）	24.2.18

- 2 東京都の特定（産業別）最低賃金については、改正の申出があった5業種について、本年8月5日に東京労働局長から東京地方最低賃金審議会（会長 安西 愈）に対して改正諮問を行ったところ、11月21日に3業種について改正の必要があると答申があり、同日にこの3業種について金額改正の諮問を行いました。

同審議会は審議の結果、東京労働局長に対し金額改正等の答申を行い、東京労働局長は、この答申を参考に改正することを決定したものです。

なお、上記の産業を含め都内の全使用者及び全労働者（派遣中のものを含む。）に適用される東京都最低賃金は、既に23年10月1日から時間額837円（引上額16円、引上率1.95%）に改正されています。

- 3 本年度改正されなかった下記特定（産業別）最低賃金の対象事業場については、東京都最低賃金837円が適用されます。（東京都最低賃金と特定（産業別）最低賃金のうち、より高い方の最低賃金額が適用）

業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業	829円（0円・0%）	22.12.31
はん用機械器具、生産用機械器具製造業	832円（0円・0%）	22.12.31
各種商品小売業	792円（0円・0%）	21.12.31

(参考)

1 適用

特定(産業別)最低賃金は、東京都内の該当産業の事業場で働く労働者(派遣中の労働者を含む)に適用されるもので、次の労働者を除き、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の雇用形態、性、国籍等の区別なく適用されます。

* 次の労働者は、東京都特定(産業別)最低賃金が適用されず、東京都最低賃金(時間額 837円)が適用となります。

18歳未満又は65歳以上の者

雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

清掃又は片付けの業務に主として従事する者

業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金については、手作業により又は手工具若しくは小型電動機械(卓上又は手持式で使用するものに限る。)を用いて行う巻線、組線、かしめ、取付け、組立て、刻印、みがき、選別、検査、包装、袋詰め、箱詰め又は洗浄の業務に従事する者

2 金額

次の賃金は、最低賃金に算入されません。

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる手当

臨時に支払われる賃金

賞与など1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

3 特定(産業別)最低賃金の適用労働者数等

最低賃金の名称	適用事業場数	適用労働者数
鉄 鋼 業	406	10,543
はん用機械器具、生産用機械器具製造業	1,004	16,567
業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業	4,700	134,066
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業	960	36,562
出 版 業	2,797	55,067
各種商品小売業	619	67,916
合 計	10,486	320,721